

岩手県告示第110号

令和5年1月30日付け官報第906号登載保安林の指定施業要件を変更する件（令和5年農林水産省告示第138号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和5年2月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨
 - (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 二戸市金田一字天狗52、54、58の3
 - (2) 所在が不明である通知の相手方 佐藤正倫、菅原佐智
- 2 通知の内容を掲示した場所 二戸市役所